**○内閣府告示第三十七号**

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第二条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって、公文書等の管理に関する法律第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより公文書等の管理に関する法律第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国立大学法人京都大学大学文書館の項の次に次のように加える。

国立大学法人大阪大学アーカイブズ　大阪府箕面市粟生間谷東八の一の一

**○内閣府告示第三十八号**

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国立大学法人大阪大学蛋白質研究所図書室の項の次に次のように加える。

国立大学法人大阪大学アーカイブズ大学史資料部門　大阪府箕面市粟生間谷東八の一の一

国立大学法人神戸大学附属図書館海事科学分館の項の次に次のように加える。

国立大学法人神戸大学大学院海事科学研究科海事博物館　兵庫県神戸市東灘区深江南町五の一の一

独立行政法人宇宙航空研究開発機構角田図書室の項の次に次のように加える。

独立行政法人海上技術安全研究所図書館　東京都三鷹市新川六の三八の一

独立行政法人工業所有権情報・研修館図書閲覧室の項の次に次のように加える。

独立行政法人国際協力機構図書館　東京都新宿区市谷本村町一〇の五

独立行政法人国際協力機構海外移住資料館　神奈川県横浜市中区新港二の一の一

独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場文楽劇場資料展示室の項の次に次のように加える。

独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場おきなわレファレンスルーム　沖縄県浦添市勢理客四の一四の一

**○内閣府告示第三十九号**

沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十九号）第六条第三項の規定に基づき、沖縄科学技術大学院大学学園会計基準を定める件（平成二十三年内閣府告示第二百八十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第71の1中「重要な会計方針」の次に「及びその他学園の状況を適切に開示するために必要な会計情報」を加える。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十四年度の会計年度から適用する。

**○内閣府**
**財務省告示第二号**

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第一号9中(7)を削り、(8)を(7)とし、同号11中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)を(3)とする。

**○金融庁告示第十九号**

平成十四年金融庁告示第三十五号（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件）等の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部改正）

第一　平成十四年金融庁告示第三十五号の一部を次のように改正する。

第四条中「ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社」の次に「イオンフィナンシャルサービス株式会社」を加える。

第五条中「イオンクレジットサービス株式会社」を削り、「イオン住宅ローンサービス株式会社」の次に「イオンクレジットサービス株式会社」を加える。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件等の一部改正）

第二　次に掲げる告示中「ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社」の次に「イオンフィナンシャルサービス株式会社」を加える。

一　平成十六年金融庁告示第四十四号（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件）

二　平成十四年金融庁告示第八十三号（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件）

三　平成十三年金融庁告示第十七号（預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき金融庁長官が別に指定するものを定める件）

**○金融庁告示第二十号**

信用金庫法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、信用金庫が会員以外の者に対して行う資金の貸付け等に関する期間及び金額を指定する件（昭和四十三年大蔵省告示第七十一号）等の一部を次のように改正し、同令の施行の日（平成二十五年三月二十九日）から適用する。

平成二十五年三月二十九日

金融庁長官　畑中龍太郎

（信用金庫が会員以外の者に対して行う資金の貸付け等に関する期間及び金額を指定する件の一部改正）

**第一条**　信用金庫が会員以外の者に対して行う資金の貸付け等に関する期間及び金額を指定する件の一部を次のように改正する。

第一号中「（昭和四十三年政令第百四十二号）」を削り、第二号中「貸付」を「貸付け」に、「行う期間　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間」に改め、第三号中「当り」を「当たり」に、「貸付」を「貸付け」に改め、本則に次の一号を加える。

四　令第八条第一項第四号に定める資金の貸付けを行う期間　自らを外国子会社（同条第三項に規定する外国子会社をいう。）とする卒業会員（同条第一項第二号に規定する卒業会員をいう。）に対して同項第二号に規定する資金の貸付け及び手形の割引を行うことができる期間（当該期間のうち脱退の時から既に経過した期間を除く。）